

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十九年八月六日

広島県収用委員会

- 一 起業者
広島県
- 二 事業の種類
広島圏都市計画道路事業三・三・九二〇号焼山押込線
- 三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

所在地	地番	地目		積		裁決手続を開始する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
呉市焼山西三丁目	三二八番一七	山林	山林	六九八	—	六八六・五一

- 四 土地所有者の氏名及び住所
圓福寺 呉市焼山西三丁目一九番一四号
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 土地収用裁決の手続開始を決定した日
平成十九年七月二十四日